

令和 8 年度「ICT を活用した生徒の見守り支援システムの導入事業」 業務委託仕様書

本仕様書は、千葉県教育委員会（以下「委託者」という。）が行う「ICT を活用した生徒の見守り支援システムの導入事業」を受託する者（以下「受託者」という。）の事業に係る業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 委託業務の目的

生徒を取り巻く環境が大きく変化しており、多様化する生徒の課題への的確な対応・支援のためには、教職員の組織的な対応による生徒理解が不可欠である。

そこで、生徒の心身の状態や SOS を一元的に管理し、複数の教職員による、効率的かつ組織的な対応を実現するためのシステムを導入することで、多面的かつ、深い生徒理解が可能となり、これまで以上に生徒に寄り添った対応を行うことで、多様な課題に向き合うこととする。

2 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
システム本格運用開始は令和 8 年 5 月 18 日からとする。

概要	期間
システム構築・テスト運用	契約締結日から令和 8 年 5 月 15 日まで
システム本格運用開始	令和 8 年 5 月 18 日
運用・保守	システム運用開始から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 委託業務の内容

- （1）千葉県の県立高校 121 校に通う生徒約 90, 000 人及びその保護者に対し、生徒の悩みや SOS を見逃さないシステム及び、出席状況を学校・保護者間で共有できるシステムを提供及び運用が可能であること。
- （2）システム操作に関する学校及び保護者からの電話及びメール相談窓口を設置すること。
- （3）学校・生徒・保護者のシステム操作運用マニュアルを提供すること。
- （4）受託者は学校に対し、システムの接続方法やシステム運用方法について説明会を行うこと。（オンライン可）
- （5）システムにおいて不具合が生じた場合は、受託者の負担により保証すること。
- （6）本業務を施行するに当たり、受託者は、委託者の意図及び目的等を十分理解した上で、専門性や経験・能力を有する職員等を配置し的確かつ丁寧にこれを行わなければならない。

（7）詳細要件

① 基本要件

ア Windows、ChromeOS、iPadOS、iOS および Android に対応していること。
なお、各 OS の対応バージョンは千葉県が指定する最新の運用基準に準ずるものとし、本要件は生徒および保護者の利用端末についても同様とする。

イ 本システムは、ブラウザ上で動作するクラウドサービスであって、端末へのソフトウェアのインストールやブラウザの拡張機能の追加が不要であること。

ウ 日本語以外の多言語も対応できること。

- エ 職員の使用に際しては、ID/パスワードに加え、IP アドレスによるアクセス制御ができること。また、生徒・保護者においてはパスワードロックを使用すること。
- オ 本サービスに関わる全ての通信（Web アクセス、メール通知等）は、TLS を用いた HTTPS 通信により暗号化されること。
- カ 本サービスで扱うデータは、日本国内のデータセンターでのみ保管されるものであること。
- キ データベースおよびストレージに保存されるデータは、AES256 以上の暗号化アルゴリズムを用いて暗号化されること。
- ク システムへのログインおよびデータアクセス等の操作履歴をアクセスログとして記録・保持すること。
- ケ 本サービスで使用する SMS 配信基盤は、国内キャリアと直接接続された承認済みサービスを利用すること。
- コ 次世代型校務支援システムとの連携が可能であること。

②こころとからだの健康観察の機能

②-1 生徒の機能

- ア 毎日の心身の状態を選択式で入力できること。
- イ 学校が設定した、心身の状態以外の質問に回答することができること。
- ウ 生徒自身が入力したデータをシステム上で確認することができること。
なお、確認できるデータは、過去（いつ）から当日までの登録データの推移を見ることができること。
- エ 生徒が援助要請を出したい際に、システム上から援助要請を求める意志を発することができること。（SOS 発信機能）
- オ SOS 発信時、校内の教職員への通知に加え、千葉県が提供する SNS 相談等の学校外相談窓口へ直接アクセスできる導線を表示する機能を有すること。

②-2 学校の機能

- ア 生徒の利用状況や対応状況を確認することができる学校専用ダッシュボード機能を有すること。
- イ 心身の状態以外に質問したい項目を、必要に応じて 10 項目以上付け足すことができること。
- ウ 支援が必要な生徒がシステム上で確認された場合に、校内の教職員にアラート通知を届ける機能を有すること。
- エ 「心身の状態が○日連続で不調がある。」「援助要請を求める意思がある。」等、複数条件を任意に設定することができること。
- オ 生徒が発する SOS に対し、教職員が対応をした際に、対応した履歴を残すことができること。
- カ 生徒が発する SOS に対し、教職員が当日内に対応をした履歴を残していない場合、あらかじめ学校で定めた教職員に、アラート通知を送信可能であること。

キ 個々の生徒の個票が表示可能であり、また、PDF データで出力することができること。

ク 上記②-2 キにおいて、データ対象の期間が選択できること。

ケ 生徒一人一人の個表において、健康観察結果、SOS 発信状況、いじめアンケート、ストレスチェックのアラート状況、欠席状況を同一ページで一元的に確認できる統合個票機能を有すること。

③ ストレスチェックアンケート機能

③-1 生徒の機能

ア 生徒が各自の 1 人 1 台端末で容易にアンケートに回答できること。

イ 外国籍の生徒でも入力ができるよう、日本語以外の多言語の言語に対応していること。

ウ アンケートへ入力した内容は、端末内ではなく上記 3-(3) ①-カのクラウド上の環境に保存されること。

エ アンケート回答後に生徒本人が自分の結果（ストレス状態等）をシステム上で閲覧できる機能を有すること。

③-2 学校の機能

ア 生徒のアンケート回答を自動分析すること。

イ 上記②-アの結果は、即時、教職員専用管理画面に反映され、深刻度の高い高ストレス状態にある生徒の情報を確認できること。

ウ 上記②-アの結果は、生徒ごとの個票として表示できること。

エ 生徒が回答するアンケートは大学や専門機関等と連携し、専門的な知見に基づき協議をした上で設定された質問項目および分析ロジックを採用していること。

オ 本機能は年度内においても研究を重ね、分析精度の向上のため、設問や分析ルールの改修を柔軟に行える体制を有すること。

カ アンケート項目以外の質問項目を、学校単位で 10 項目以上追加することが可能であること。

キ ストレスの高い生徒に対し、教職員が対応した履歴を残すことができること。

ク ストレスの高い生徒に対し、教職員が対応をした履歴を残していない場合、あらかじめ学校で定めた教職員に、アラート通知を送信可能であること。

ケ アンケート回答一覧を CSV で出力できること。

コ 個々の生徒の個票が表示可能であり、また、PDF データで出力することができること。

サ 委託者が定めた期間内に年 3 回実施できること。

シ 千葉県内の精神科医への面談を行うことができる。なお実施形式、回数は、年間で 1 回 60 分または年間で 2 回 30 分ずつのどちらかとする。

④ 出欠確認ツール

④-1 保護者の機能

- ア 保護者がスマートフォン等から「欠席・遅刻・早退」の種類を選択し、理由を入力した上で学校へ送信できること。
- イ 学校側は管理画面上で出欠連絡を一元管理し、ワンクリックで「確認済み」のステータス更新ができること。

④-1 学校の機能

- ア 事前の欠席等の連絡がなく登校していない生徒に対し、学校から保護者へメールや SMS で通知を送信できる機能を有すること。
- イ 学校から全保護者、または学年・学級単位の保護者へ一斉に連絡事項を配信できる機能を有すること。また、その際に PDF 等のファイルを添付できること。

⑤ 各種アンケートの実施・管理

⑤-1 生徒の機能

- ア いじめリスクアセスメントアンケート機能
 - (ア) 生徒が各自の 1 人 1 台端末等で容易にアンケートに回答できること。
 - (イ) 外国籍の生徒でも入力ができるよう、日本語以外の多言語の言語に対応していること。
 - (ウ) アンケートへ入力した内容は、端末内ではなく上記 3-(6) カのクラウド上の環境に保存されること。

⑤-2 学校の機能

- ア いじめリスクアセスメントアンケート確認機能
 - (ア) 上記⑤-1-ア-(ア)の結果は、即時、教職員専用管理画面に反映され、いじめ被害の深刻度の高い生徒の情報を確認できること。
 - (イ) 上記⑤-1-ア-(ア)の結果は、生徒ごとの個票として表示できること。
 - (ウ) アンケート項目及び分析結果は学識経験者によるいじめリスク評価の学術的先行研究等根拠に基づいて作成されたものであること。
 - (エ) 上記⑤-1-ア-(ア)のアンケート項目以外の質問項目を、学校単位で 10 項目以上追加することが可能であること。
 - (オ) いじめ被害の深刻度の高い生徒に対し、教職員が対応した履歴を残すことができること。
 - (カ) いじめ被害の深刻度の高い生徒に対し、教職員が対応をした履歴を残していない場合、あらかじめ学校で定めた教職員に、アラート通知を送信可能であること。
 - (キ) アンケート回答一覧を CSV で出力できること。
 - (ク) 個々の生徒の個票が表示可能であり、また、PDF データで出力することができること。

⑤-3 保護者の機能

ア 保護者が各自の端末から WEB 上で学校評価に関するアンケートに回答できること。

イ アンケートの回答結果は、回答した本人（自身の回答のみ）および所属学校のみが閲覧可能であること。

⑤-4 学校の機能

ア 保護者の回答結果は、即時、教職員専用管理画面に反映され、集計結果を確認できること。

イ 上記⑤-3-アのアンケート項目以外の質問項目を、学校単位で任意に追加することが可能であること。

ウ アンケートの回答結果一覧を CSV 形式で出力できること。

エ アンケート回答一覧を CSV で出力できること。

オ 個々の生徒の個票が表示可能であり、また、PDF データで出力することができること。

⑥ 教育委員会の機能

ア 教育委員会専用管理画面で県下すべての学校の利用状況やアラート発出数、対応状況を確認できるダッシュボード機能を有している。

イ 各学校で使用している ID・パスワードを入力することなく、各学校の管理画面（ダッシュボード）にアクセスできる機能を有すること。

⑦ ヘルプデスク

ア 学校や保護者からシステムの接続やシステムの使用方法についての質問にメールや電話等に対応すること。

※詳細は別途協議の上決定すること

4 情報セキュリティを確保するための措置

契約締結後速やかに千葉県県立学校セキュリティ対策基準に倣い、情報漏えい等、不具合の発生を防止すること。

5 業務の範囲及び監督

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたり、当該契約に基づき、委託者と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の施行上疑義が生じた事項、仕様書に明記していない事項については、委託者と協議を行い、その指示に従わなければならない。
- (3) 受託者は、事業に関する個人情報について、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

6 成果品の提出

受託者は、事業実績等を記載した以下の成果品を、別に甲が定める期日までに提出する。

(1) 業務完了報告書 電子媒体：一式

業務完了報告書には以下の書類を添付すること。

・事業実施報告書（任意様式）

(2) その他 本事業で作成・配付した資料等 一式

作成・配付した資料と同媒体による提出を基本とする。

(3) 本業務で作成された成果品の著作権については、県に帰属するものとする。